

令和4年度の取組状況について

●農地維持支払の市町村別取組状況（令和4年10月31日時点）

①農地維持支払については、県内全市町村において実施されており、614組織22,875haで取り組まれている。
県全体の取組率は約57.2%となっている。

②令和3年度の農地維持支払の取組実績と比較すると、活動継続を断念した組織が5組織及び広域化による減が2組織あったが、新規組織の設立により組織数は令和3年度と同等の614組織、取組面積は121ha増加している。また、平成19年度の制度開始以降最大の取組面積となっている。



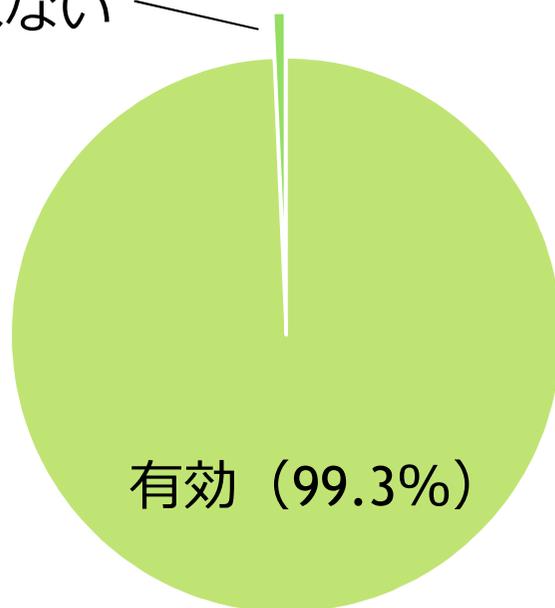
令和元年度 多面的機能支払交付金に関する活動組織へのアンケートより

調査対象組織数：636組織

回答組織数：423組織（回答率66.5%）

- ・ 本交付金は、農地・水路・農道等の地域資源の保全管理に有効ですか？

あまり効果はない
(0.7%)



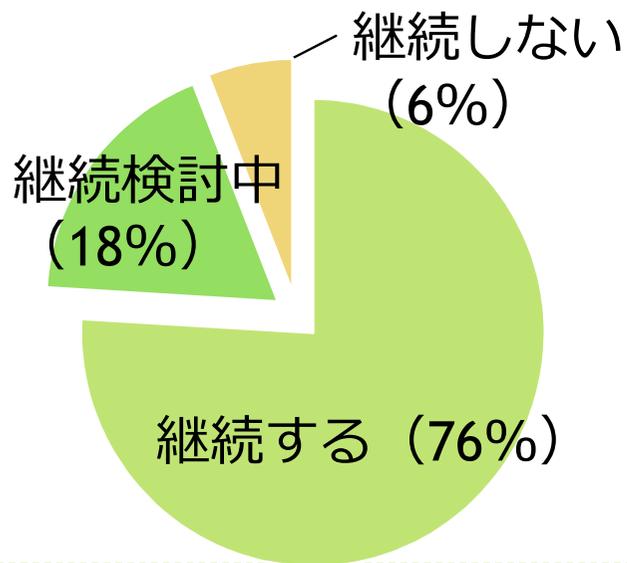
有効 (99.3%)

本交付金は、地域資源を保全する活動を支援するために有効な交付金といえる。

令和元年度 多面的機能支払交付金に関する活動組織へのアンケートより

調査対象組織数：636組織
 回答組織数：423組織（回答率66.5%）

- 現在の活動期間が終了した後も本事業の活動を継続しますか？



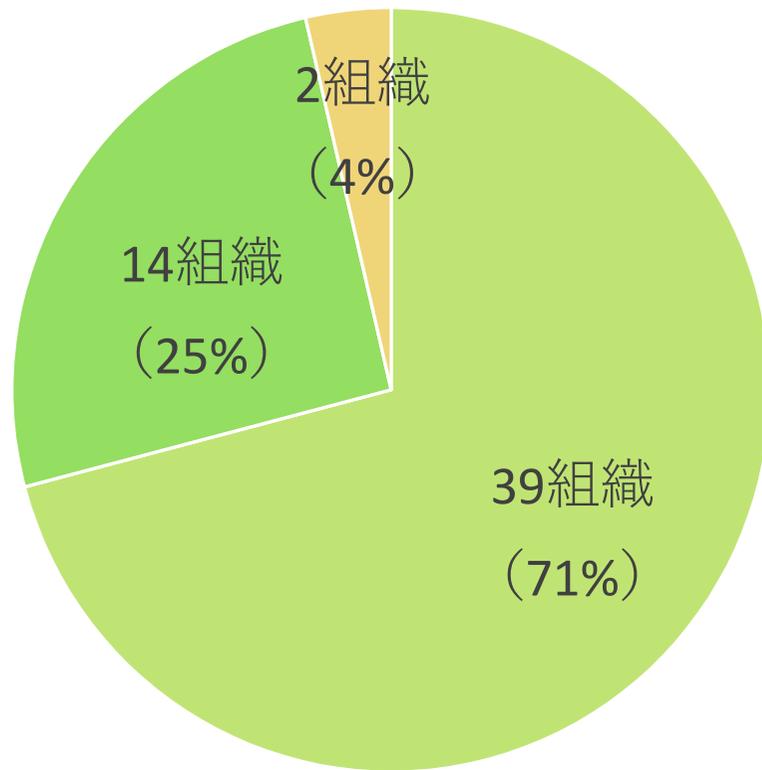
99.3%の組織が本交付金が地域資源の保全に有効であると回答しているが、1/4の組織が継続しない、検討中と回答。

- 活動を継続しない、または継続の検討が必要な理由はなんですか？

回答	回答率（複数回答）
代表者の後継者がいない	40.6%
役員の後継者がいない	49.5%
事務処理担当がいない	45.5%
高齢化等による活動参加者の減少	5% 65.3%
事務処理が負担	42.3%
パソコンが使えない	7.9%
他の交付金との調整	6.9%
その他	12.9%

高齢化等による人材確保が困難。
 事務の簡素化や事務委託等の検討が必要。

H30・R元年度で活動を終了した組織の規模



- 10ha未満
- 10ha以上20ha未満
- 20ha以上

参考：県内組織の規模（R元年度）

	組織数	割合
10ha未満	177	27.8%
10ha以上20ha未満	207	32.5%
20ha以上	252	39.6%
合計	636	

▶ 小規模な組織が継続を断念

課題への対応

- ▶ 代表や役員、事務担当や活動参加者の確保
 - 急激に人が増えることは考えにくい
 - **活動組織の「広域化」**
- ▶ 事務の簡素化・・・制度が煩雑、様式の変更
 - 大幅な簡素化は期待できない
 - **事務支援システム、事務委託等の利用**

令和4年度中国四国農政局抽出検査の指摘事項

中国四国農政局が、各県の市町村と活動組織を抽出して毎年行う検査で、令和5年度までに県内全ての市町村を検査することとなっています。

【令和4年度指摘事項】

- 見積書等の書類漏れ
- 活動記録と金銭出納簿の記載に相違があった
- 日当根拠について、内規等を作成し明確にしておくこと
- 総会のことについて
 - ・議事録の整理を行い、構成員全員へ議決結果の周知を行うこと
 - ・総会の開催の仕方を地域の実状に合わせ定めること
- 店舗で購入した物品のレシートへ宛名を記載すること
- 長寿命化により更新された財産の譲与について（河川及び国・県・市町村道を除く）
 - ※完成後速やかに市町村等へ財産譲渡すること
 - ・国有財産（市町村管理）の道路、水路等 → 市町村
 - ・土地改良区所有の道路、水路等 → 土地改良区（手引きP33の工事に関する確認書）

★店舗で購入した物品のレシートへの宛名記載例

組織名を記入
(ゴム印可)

しまね環境保全会 10

△△△店
TELXXXX-XX-XXXX

領収書
2022年11月26日(土) 9:38
店: 003001 レジNo.003

お茶 (@108 ×20個)	¥2,160※
パンジー (@73 ×40個)	¥2,920内
ハボタン (@138 ×40個)	¥5,520内
コピー用紙	¥498内
=====	
小計 101点	¥11,098
(10%内税対象額)	¥8,938
(10%内税額)	¥893
(8%内税対象額)	¥2,920
(8%内税額)	¥160
=====	
合計	¥11,098
お釣り	¥0

※印は軽減税率適用商品です。

領収書番号も忘れずに

★工事に関する確認書

多面的機能支払交付金の活動の手引き (活動組織用) P33

(様式第1-5号) 農林水産省様式
【活動組織から市町村に提出するもの】 工事に関する確認書

多面的機能支払交付金実施要綱(平成26年4月1日付け25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙2の第5の5の(1)のエに基づき、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)と〇〇土地改良区(以下「土地改良区」という。)は、〇〇に存する水路、農道等の地域資源の質的向上を図る共同活動並びに施設の長寿命化のための活動が円滑に実施できるよう、下記のとおり工事に関して確認する。

記

(活動の対象となる施設及び内容)

第1条 活動組織が行う多面的機能支払交付金に係る活動の対象となる施設及び活動期間は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅠに定めるとおりとする。

2 活動組織が資源向上支払交付金より行う活動は、別添「多面的機能支払交付金に係る活動計画書」のⅡに定めるとおりとする。

(工事の施行に関する条件)

第2条 活動組織は、工事の施行に当たって、常に災害等の防止に努めるものとし、当該工事が原因で、第三者に損害を与え、若しくは与えるおそれのあるときは、活動組織の負担において必要な措置を講ずるものとする。

2 土地改良区が管理する施設に関し、活動組織が実施する工事によって生じた工作物等は、土地改良区に無償で譲渡するものとする。その際には、あらかじめ土地改良区と協議し、工作物等の譲渡に必要となる工作物の所在、構造、規模、数量等が明示された図面等の書類の作成、譲渡の時期及びその他必要となる手続について、土地改良区の指示を受けるものとする。

3 活動組織は、土地改良区が管理する施設に関し、工事に当たって詳細な工事内容について土地改良区に提出し、工事内容に変更が生じた場合には、あらかじめ、土地改良区に協議し、その指示を受けるとともに、工事が完了したときは、土地改良区にその旨を報告し、土地改良区は書類確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行うものとする。

(その他)

第3条 この確認書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、土地改良区と活動組織が協議をして定めるものとする。

上記確認書の締結を証するため、土地改良区と活動組織は、本書2通を作成し記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地域資源保全会
〇〇県△△市〇町〇-〇-〇
代 表 多面 太郎 印

〇〇土地改良区
住 所
理事長 〇〇〇〇 印